

令和4年10月27日
山元町企画財政課

最低制限価格の算定式について

本町においては、山元町財務規則第102条の随意契約（1者随意契約を除く。）の金額の範囲を超える建設工事及び業務委託のみ最低制限価格制度を導入しており、令和4年11月1日以降に発注する工事（業務）の最低制限価格は、下記の算定式により算出いたしますのでお知らせします。

記

1 最低制限価格の算定式について

(1) 建設工事について

令和4年3月4日付けの「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を参考に算出した額を最低制限価格とします。

(2) 建設関連業務について

令和4年2月の国土交通省基準を参考に算出した額を最低制限価格とします。

(3) 上記(2)以外の業務について

予定価格に10分の5を乗じて得た額とします。

2 適用時期

令和4年11月1日より適用するものとし、令和4年11月1日以降発注する工事（業務）が適用となります。（公告及び指名通知等の日付が令和4年11月1日以降の案件）